

児童手当制度について

●制度の目的

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。児童手当を受給された方は、この趣旨に従って、児童手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

●受給できる方(保護者)

上三川町に住民登録があり、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育する父母等のうち、生計中心者。

※児童手当における生計中心者とは、父母等のうち、所得の多い方になります。

※公務員の方は、勤務先での手続きになりますので上三川町役場では申請できません。

●児童手当の月額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たりの月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (※第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

●所得制限

受給者の所得が限度額以上の場合、児童の年齢に関わらず児童1人当たり一律5,000円支給になります。

扶養親族等の数(人)	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0	622	833.3
1	660	875.6
2	698	917.8
3	736	960
4	774	1002.1
5	812	1042.1

●支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

振込月	6月	10月	2月
支給対象月	2月～5月分	6月～9月分	10月～1月分

●申出による徴収

上三川町では受給者の申出により、児童手当から保育施設利用者負担額・学校給食費の徴収を行っております。

●申請について

お子さまが生まれたときや、転出入したときには、15日以内に手続きが必要になりますので、住民生活課までお越しください。

●現況届について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受けることができるかを確認するためのもので、6月上旬に各家庭に郵送します。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▶問い合わせ=福祉課 子ども・子育て係 ☎56 9130

「冬の感染症」マスクをつけるときは、鼻・口・あごを覆うようにしっかりとつけましょう。

漏水にご注意を

「水の使い方は普段と変わらないのに水道の使用量が前回の検針時に比べて著しく多くなった・・・」

こういった場合、ご自宅敷地内の水道管から漏水が発生している可能性があります。

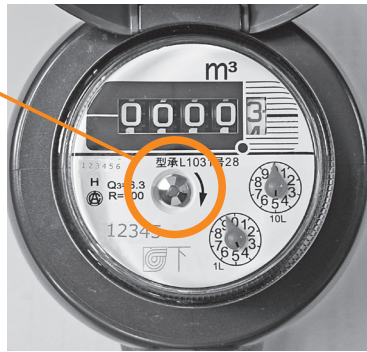
発見が遅ればそれだけお客様の負担が増えることとなりますので、早期発見・早期修繕することが大切です。

宅内漏水の見つけ方

ご家庭でお使いになつてい
る全ての蛇口を閉めた状態で
水道メーターを確認し、パイ
ロット(写真参照)が回り続け
ている時は、漏水が発生して
いる可能性がありますので、
町指定の給水装置工業者に
修繕を依頼してください。(※
この際の修繕費用はお客様の
負担となります。指定店につ
いてはホームページや役場窓
口でご確認いただけます。)

なお、地下や床面内部等の
目に見えない水道管からの漏
水の場合、修理を行った指定
店の証明によって漏水時の水
道料金を一部減免する制度
(漏水減免制度)がございます。

詳しくは上下水道課までお
問い合わせください。



パイロット

すべての蛇口を閉め
た状態でもパイロッ
トが矢印の方向に回
転しているときは、
水道メータから先の
部分で漏水している
可能性があります。

▼問い合わせ先
上下水道課 業務係
☎9168

グリーンストラップ油水分離 阻集器を使用している飲食 店のみなさまへ

グリーンストラップは、排水に含まれる油
脂分やごみなどを取り除くために設置され
ています。冬場は排水管内で油脂分が冷や
され固着することによって、非常に詰まり
やすい状況になっていきます。排水管を詰ま
らせた場合、宅内の排水設備の修繕費用に
ついてはお客様負担となり、管路清掃には
多額の費用がかかってしまいます。

また、下水道本管であっても、お客様の
過失と判断された場合、復旧に要した費用
をお客様にご負担いただく場合もございま
すので、グリーンストラップの定期的な清掃
をよろしく願います。グリーンスト
ラップの維持管理方法は左記の通りです。
排出する油脂分やごみの量は各店舗毎に異
なりしますので、利用状況に応じた適切な管
理をお願いいたします。

・バスケットの清掃は毎日1回行いまし
ょう。
・浮いた油は週に1、2回(多い場合は毎日)
すくい取りましょう。
・年に2、3回沈殿した汚泥を取り除きま
しょう。

▼問い合わせ先
上下水道課 業務係
☎9168

夜間休日急患診療所・休日急患歯科診療所

- 受付は、原則終了時間の15分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 夜間休日急患診療所は内科医等が小児科の診療を担当することがありますので、事前に電話をしてから来院してください。

夜間休日急患診療所(☎0285-39-8880)

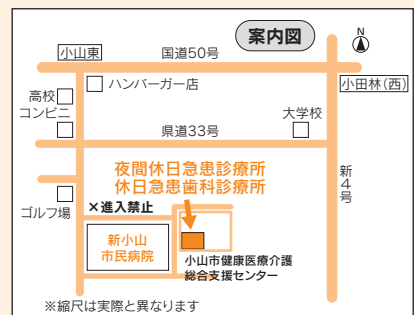
診療日	診療科目	診療時間(昼間)	診療時間(夜間)
月～金曜日	内科・小児科		午後7時～午後10時
土曜日	内科・小児科		午後7時～午後10時
休日	内科・小児科	午前10時～正午 午後1時～午後5時	午後6時～午後9時

休日急患歯科診療所(☎0285-39-8881)

診療日	診療時間
休日	午前10時～正午 午後1時～午後4時

※休日：日曜・祝日・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日)

場所＝小山市神鳥谷2251-7(小山市健康医療介護総合支援センター内)



※縮尺は実際と異なります